

衆議院 内閣委員会 議 録 第 十 六 号

平成十五年六月十一日(水曜日)
午前九時三十二分開議

出席委員

委員長 佐々木秀典君

理事 逢沢 一郎君 理事 小野 晋也君
理事 星野 行男君 理事 渡辺 博道君
理事 中沢 健次君 理事 山内 功君
理事 遠藤 和良君 理事 西村 眞悟君
理事 浅野 勝人君 理事 大村 秀章君
理事 奥山 茂彦君 理事 嘉数 知賢君
理事 金子 恭之君 理事 木村 隆秀君
理事 菅 義偉君 理事 高橋 一郎君
理事 谷川 和穂君 理事 谷本 龍哉君
理事 近岡理一郎君 理事 林 省之介君
理事 石毛 鏡子君 理事 大島 章宏君
理事 鎌田さゆり君 理事 平野 博文君
理事 横路 孝弘君 理事 西 博義君
理事 児玉 健次君 理事 北川れん子君
理事 江崎洋一郎君 理事 山谷えり子君

政府参考人 (文部科学省大臣官房審議 金森 越哉君
官) (厚生労働省大臣官房審議 青木 豊君
官) (厚生労働省大臣官房審議 渡辺 芳樹君
官) (厚生労働省大臣官房審議 水田 邦雄君
政府参考人 (厚生労働省政策統括官) 小菅 修一君
政府参考人 (厚生労働省政策統括官) 小菅 修一君
内閣委員会専門員

委員の異動
六月十一日

辞任

補欠選任

亀井 久興君 浅野 勝人君
横路 孝弘君 鎌田さゆり君
太田 昭宏君 西 博義君
瀬古由起子君 児玉 健次君
江崎洋一郎君 山谷えり子君
同日

辞任

補欠選任

浅野 勝人君 亀井 久興君
鎌田さゆり君 横路 孝弘君
西 博義君 太田 昭宏君
児玉 健次君 吉井 英勝君
山谷えり子君 江崎洋一郎君

六月九日

高速自動車国道等におけるオートバイの二人乗
り禁止規定の廃止に関する請願(西村眞悟君紹
介)(第三一九〇号)
同月十一日
高速道路二輪車二人乗り規制撤廃に関する請願
(長妻昭君紹介)(第三五一九号)
は本委員会に付託された。

本日の会議に付した案件
政府参考人出頭要求に関する件
少子化社会対策基本法案(中山太郎君外八名提
出、第百五十一回国会衆議院第五三三号)

○佐々木委員長 これより会議を開きます。

第百五十一回国会、中山太郎君外八名提出、少
子化社会対策基本法案及びこれに対する逢沢一
郎君外三名提出の修正案を一括して議題といたしま
す。

この際、お諮りいたします。

本案及び修正案審査のため、本日、政府参考人
として内閣府男女共同参画局長坂東眞理子君、文
部科学省大臣官房審議官金森越哉君、厚生労働省
大臣官房審議官青木豊君、厚生労働省大臣官房審
議官渡辺芳樹君及び厚生労働省政策統括官水田邦
雄君の出席を求め、説明を聴取したいと存じ
ますが、御異議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○佐々木委員長 御異議なしと認めます。よって、
そのように決しました。

○佐々木委員長 質疑の申し出がありますので、
順次これを許します。鎌田さゆり君。

○鎌田委員 おはようございます。民主党の鎌田
さゆりでございます。

きょうは、少子化社会対策基本法案、最終盤審
議ということで、私も、大分大きくなりましたたけ
れども、高一と中一の子供の子育て世代の一人と
して質問をさせていただきたいと思っております。

この間、この内閣委員会を中心といたしまして、
議員立法の法案でございますから、皆様方、精力
的に御審議に臨まれて、今まさに結実を迎えよう
としている予定でございますので、そのことにつ

きましては私からも率直に敬意を表させていただ
きたいと思っております。きょうの午前中にも採決予
定と伺っておりますけれども、私といたしまして、
最後のあがきに近くなるかもしれないんですが、皆
様にただしていただきたいところがございますので、
伺ってまいります。

修正案が出されたようでございますけれども、
修正案を見ましても、率直にこれまた喜ばない、
歓迎したい部分が多に出てまいりました。こ
の点を含めて伺いをしておりますが、まず、
少子化の原因につきましてどのようにとらえてい
らっしゃるのか、改めて伺いをさせていただきます。

○中山(大)議員 少子化という基本的な理念とい
うものの、別に法律とかそういったものでございま
せんので、一応、統計上考えて設定してであると私
は思っております。

つまり、現状の人口が、どういうところに出生
率が低下すると人口の減少があるか、あるいは、
出生率が増加すれば人口の増加につながるのか、
その少子化現象というものは、結局、戦後の日本の
復興期、そして、働く人たちの所得がどんどん向
上していく、男女ともに向上したわけでございます
。さらに、女性の高学歴化、こういったことから
、次第と女性の社会参画が増加をしておりますま
して、そして、現場に出て男性と一緒に働くとい
うことの働く喜び、それに人生を満喫しておられ
る女性方、こういった方々が結婚をされる初婚年
齢というものが増分おられてきております。こう
いったことから、現在は合計特殊出生率が一・三
二ぐらいまで落ちてきているわけでございます。
そういう意味から考えますと、世界の例から見
ましても、二・〇で現在の人口は維持する、しか
し、それから落ち始めると将来人口というものが

ル、何でもこんなふうには修正したんですとかという御意見が相次いでおります。

単に文法上の問題かもしれないんですけれども、結婚や出産は個人の決定に基づくものである。で一回言い切るといふふうにしていただければ、まさに皆様が答弁なさってきた、そして委員会の皆さんが質問なさってきたその趣旨が生かされるんです。何でも「あるが、」になったんでしょか。

○達沢委員 委員御指摘のように、私もいろいろ議論を重ねて修正案を出させていただきました。「もとより、結婚や出産は個人の決定に基づくものであるが、」を前文の中に挿入をするという形で修正案を出させていただきました。

実は、既にこの審議を通じて提出者から明らかにさせていたしておりますのは、つまり、こういう修正案を加えたわけでありまして、もうその以前から個人の自己決定権が大前提としてあるんだ、当然の前提なんだということでありまして、また、その趣旨についてはさまざま答弁の中で答えさせていただいたわけでありまして、しかも、議論を踏まえて、文言上明らかにした方がいい、そういう一つの判断でこのようにさせていただいたわけでありまして。

つまり、改めて申し上げますけれども、自己決定権を制約してよいということではないんだということを明確にさせていただきたいと思っております。今委員がお話をいただきましたような表現ぶりあるいは規定ぶり、それも一つの選択ではあるうかというふうに思うわけでありまして、この「が、」というのが逆接を意味する、そういう趣旨ではないということを変更して申し上げます。

○鎌田委員 ただいまの御説明の中でも、決して自己決定権を規制してよいんだということではないんだ。こんなに文字数を多くしなくたっていいのではないかなと私は思うんですけれども、そのお気持ちがあるのであれば、素直に「決定に基づくものである。こうした事態に直面して、」こう

した事態というのはまた何を含むかによってこの表現が変わるかもしれないが、でなければ、百歩譲りまして、「もとより、結婚や出産は個人の決定に基づくものであり、こうした事態に直面して」といふふうにするならば、もうすんなり、ああ、皆様は、みんなが望んでいる気持ちで酌んで法案を修正したというふうになるんですけれども。

もう一度だけ、済みません、粘らせていただきます。このところ、せっかく修正したのでございいますから、「ある。」と言いつけるか、あるいは「であり、」と「る」を「り」に変える、「が」を取るといふことですが、そういう再度の修正を、済みません、もう一度だけ粘らせていただきます。

○達沢委員 今委員の方から、一つの修正についての具体的な提案といえますか、お話をいただきました。「もとより、結婚や出産は個人の決定に基づくものである。」として一度区切つたらどうか、あるいは、百歩譲つてという言葉を使われたわけでありまして、でも、「であり、」ということについても提案をいただきました。

私も、修正を加える過程で、どの部分に修正を加えるか、いろいろ議論がありました。結果的に言えば、前文の中にこういう文言を挿入しようということに決定をさせていただいたわけでありまして。最終的には「ものではないが、」という形をとらせていただいたわけでありまして、同じことを申し上げて大変恐縮でございますけれども、これは、結婚や出産が個人の自己決定に基づくことを文言上きちんと明らかにする、素直にそういう趣旨であるというふうには修正提案者としては考えさせていただいておるところでありまして、そのようにぜひお受けとめをいただきたい、そのように申し上げます。

○鎌田委員 では、これは一度ならず二度、三度お聞きをして確認をさせていただきましたので、決して逆接ではない、あくまでも結婚や出産は個人の決定、自己決定に基づくものであるという前

置きを入れて、そしてつなげているんだということでございますね。——はい。今後のさまざまな施策にこれがしっかりと生かされるように期待をしたいと思っております。

次になんですが、第一の総則の三から六まで、国の責務に始まって、それぞれ責務が文言でここに掲げられておりますけれども、この責務というのは、これまた読んで字のごとく、責任と義務でございます。辞書を引いても同じなんですけれども、やはりこれは、国から始まって四つ、地方公共団体、事業者、国民、責任と義務、この意味で使われているわけでしょうか。

○五島議員 そのとおりでございます。

○鎌田委員 責任と義務、責任の重い務め、まさに重い言葉なんですけれども、この三と四の国の責務、地方公共団体の責務というのは、まさしく責務があると思っております。ですけれども、五と六の事業者の責務と国民の責務のところなんです、私、これは非常に違和感を覚えます。もう不適切だと申し上げたいと思っております。

その事業者の責務というのは、事業者も国民もどちらも国民なんですけれども、事業者の責務、事業主に責任と義務を課すものなんです。もちろん、本文中にも「責務を有する。」と「義務を有する。」と来ていますが、事業者と国民の方は「努める」というふうに変わっております。若干軽目になっているのかなと思うんですが、事業主の責務というものは、私は、これはやはり国民でございますから、そこに違和感を覚えます。

さらに、国民の責務というところは、「国民は、家庭や子育てに夢を持ち、かつ、云々とあります。この文言につきましては、委員会でもいろいろな議員の方が質問なさっております。私も、このところにつきましましては、国民が家庭や子育てに夢を持つことを否定しません、いいことだと思います。でも、それは法律で規定することなんです。法律において国民の責務ということ、ここに文言として規定する性格のものでしょか」と私は思

います。ですから、修正が成ったというふうに聞いたときに、ああ、事業者の責務は事業者の役割にでも変わったのかしら、国民の責務のところはなくなったのかしらということを心の中で期待いたしました。全くとやうなことがなかったのですから、私はぜひそのことを伺いたいと思っております。事業者の責務のところ、これはせめて役割と、それから国民の責務、ここにつきましては、私ははつきり申し上げて要らないんじゃないかと思いますが、いかがでしょうか。

○五島議員 第五条におきまして、事業者の責務ということにつきましてでございますが、現在の、子育てをしていく、そして少子化を克服していく、その両方にとりまして、仕事と育児の両立を支援するということは非常に重要な課題でございます。

とりわけ、日本的雇用慣行、それと非常に密接に結びついております男女の固定的な性的役割分業を見直す、あわせて職場優先の企業風土を是正する、そういうことができない限り、この仕事と育児の両立というのは恐らく非常に困難になるんだらうと思っております。そういう意味において事業者が果たさなければならぬ役割は極めて大きいと考えておりまして、設けられた規定でございます。そういう意味で、おっしゃるようにならぬかと配慮でなく、責務という言葉を使わせていただいております。

また、第六条は、国や地方公共団体、事業者の責務を規定した上で、主にサービスの受け手となる国民に対してその責務をあわせて規定したものでございまして、国民が現在の少子化社会の現状を理解して、そして地域において子供を生み育てることが出来る社会を実現するように努めていただく、そのことをもって国民の責務として、この文言を入れさせていただきました。

○鎌田委員 一審初めにお聞きをしました、責務は責任と義務、この意味で使っていらつしやるのかという点。(五島議員「そのとおりです」と呼ぶ)はい、わかりました。

であれば、なおさらのこと、今御説明いただきましたけれども、私、どうしても、これは事業主の方をどのように何とか理解をしたとしても、国民の責務というところ、国民の義務と責任ということの意味を持って「家庭や子育てに夢を持ち、かつ、」ですから、「夢を持ち、」で一度切れていくんですよ。私、これは法律で規定をして、では夢を持たなきゃいけないと。持たなくて悩み、葛藤し、苦悩する家庭、親、保護者、私はそういうところへの配慮がとも足りないと思うんですね。みんなが夢を持って、いわゆるバラ色の、そういうことを法律で規定するというのを、私はとても違和感を覚えます。

今の御答弁の御姿勢を伺っていると、何としてもここにいてはという強い意思もあってお出しになっていらっしゃるようですから、何か私は全然相入れないのかなと思います、事業主のところと国民のところ、本文中になると、努めるというふうに変わっております。国や地方公共団体の責務はそのまま責務というふうに本文に入っているのとまた違っておりますので、私はこの委員会では、やはりこの国民の責務というところについてはおかしいぞということをしつかり言わせていただきたいと思います。

それと、委員長、済みません、私のところにあと何分という紙が来ないんですが、時間がちよつと……。

○佐々木委員長 あと五分ぐらいじゃないでしょうか。(鎌田委員「ちよつと質問者にも紙をお願いします」と呼ぶ) 今行きますから。あと五分だと思ひます。

○鎌田委員 次に伺ひたいします。

基本的施策の五のところにありますゆとりのある教育について伺ひしますけれども、ここでは「教育の内容及び方法の改善及び充実、」というふうに表現されております。内容ということもここで触れられておるわけなんです、文部科学委員会、それから一般世論でも論争の対象となつておりますいわゆるゆとり教育との関連はどのように

お考えになっていらっしゃるのでしょうか。

○五島議員 この本文において述べておりますゆとりのある教育というのは、文科省が提唱するいわゆるゆとり教育とは同じものではございません。

内容についてはこれから具体的に議論していきたいと思いますが、ここで述べておりますのは、いわゆる学歴偏重の風潮が依然として強く、子供の教育について悩みを持つ親も多く、そのことが子供にも親にもゆとりを失わせ、子育てに対する大きな心理的負担を構成している、こうした学歴偏重の風潮というものが結果的には産む子供の数を少なくする方向に働いているというところから、こうした全体的な現在の日本のありようというものについて述べたものでございます。

○鎌田委員 今、いわゆる一般的に言われているゆとり教育とは違うという御答弁がございましたので、それならば私も少し受け入れられるかなと思うんですが、どうしても、「ゆとりのある学校教育」という表現があつて、そして「教育の内容」となりまして、今ゆとり教育の中では、とにかくゆとり教育が緩み教育になっているんじゃないかと、そして、学力低下が非常に問題になっていて、保護者の皆さんからも心配の声が寄せられ、そして教育の分野あるいは文部科学の委員会の中でも大きな論争の一つとなつておりますので、そういったところ、今の御答弁もありましたので納得いたしました、この「ゆとりのある学校教育」というところ、私の個人的な願望としては、今の答弁がそのまま生かされるのであれば、個性を尊重するきめ細やかな学校教育であるとか、そういった表現だったらよかつたのという希望をここで述べさせていただきます。

そこでなんですが、今、「教育の内容及び」云々はこれからの検討課題だというふうなお話がございましたけれども、まさに学歴偏重教育の中で、入学者の選抜方法の改善なども必要となつてきますが、まさに今学校現場で必要となつていて、それこそ長年の願ひは三十人学級の実現ですとか、

それから、先日は大阪池田小の事件をもとに文部科学省との協議の結果が発表されたりいたしました。安心、安全な学校づくり、それから耐震化の充実ですとか、本当にさまざまございまして。ここにもいろいろあるお書きをいただきましたけれども、ぜひそういったところが検討され、取り入れられることを希望しておきたいと思ひます。

最後になんですが、ちよつと順序が逆になります、戻りまして、第一の七のところに施策の大綱というところがあります。施策の大綱を私自身、どうイメージしたらいいのかなというふうにし、わからないうちですけれども、第二の基本的施策の、一から八までいろいろ挙げていらっしゃる。これらの中にありますものとの実効性となつたりがあるものなのか。大綱とはつまり大もとですとかあらましでありますから、今これを定めて一体何になるのかなんというところは申し上げませんが、申し上げましたけれども、既に関係省庁が取り組んでいるものをより実効性を高めていくため

には、私は、大綱も大事かもしれないけれども、ことしの三月現在で、我が国の基本法は二十四ございまして。その基本法には、今計画の策定がもう済んだもの、あるいはそれを目指しているのが、二十四のうち十五あります。準憲法と言われている教育基本法ですら、今度の基本法改正の目玉に、教育振興基本計画をつくるという、その二行の文言を入れて基本法を改正すると。愛国心どうのこのという議論は少しあいまいにした中で、基本計画をつくるんだという文言を入れることが基本法改正の一番の目的ではないか、私はそういうふうに思ひますけれども、そのくらいこの基本計画というものが、やはり基本法に基づいて財政措置を伴つて、さらに実効性を高めていく上で、非常に政府はずっと重要視をしているようなんですね。

ですから、大綱は大もと、あらましでありますから、それを定めて実効性につながるのかしらと。それよりも、やはり基本計画というものを、しっかりとそれぞれの分野、施策のところでも年次計画を立て、実行していくというところの方が実効性につながるんじゃないか、そして、この法案の中にも何度か出てまいります財政上の措置ということも実効たらしめるところと思うんですが、そのことについてちよつと御見解をお願いいたします。

○佐々木委員長 荒井広幸君、時間が来ておりますので簡潔にお願いします。

○荒井(広)議員 はい。

重要な御指摘をいただきましたけれども、先生、この法案は平成十一年の十二月に提出をいたしております。解散で一度廃案になりましたけれども、そのときにも見直しました。その結果、例えば今厚生労働省でも議論しておりますいわゆる次世代法、こういったものも、そのときの精神、まさにこの基本法、そういったものにとつて今具体的な行動計画を立てているものというふうな我々提出者は理解しているんです。逆に言えば、それだけこの基本法というのが時間に耐え得るという検証がなされた。

そして、御指摘のように、第七条で、いわゆる総理大臣を長とするところで国の責務にもかかわるんですが、大綱を策定する。そして、具体的には、これは基本法ですから、高らかに、国民の皆さんとさまざまな課題を克服しよう、少子化のさまざまな問題を克服しよう、そういったことを基本的なうたつて、その障害となるものがあつたらそれを取り除こう、それらを総合的かつ有機的に、今までは各省庁がばらばらでございました、そういったところについてはきつちりと連携をとりながら、むだなくしつかり進めていこう、こういうことです。

その結果、次世代法がこし提出をされまして、去年から準備をいたしておりますが、その中では、まさに先ほどの先生のお話に反論するようになるかもしれないけれども、やはり働く環境が非常に両立問題を難しくしている、育児の負担を高くしている、こんなことでございまして、例えば事業主に対しても、きちんと働き方の見直しをせよ、それについての計画を立てる、そして地域の

都道府県、自治体には、子育て支援の環境をしつかりしろ、地域の環境をつくれ、こういういわゆる計画をこの次世代法で言っているわけです。

その大もとの方向を出しているというのがまさにこの基本法で、これはもう既に十一年の十二月からその方向を、この中に盛り込んでいることにのっとってやっている、そういうようなものでございまして、いわゆる今さらではなくて、今こそ議論するような国会として我々国会議員の、何で四年間もたなざらしにしたのか、それぐらいの思いがむしろ私にはあるんだということでございますので、非常に重要な御指摘をいただきましてたけれども、方向の基本理念、そして具体的には総理を長とする会議、その中で、個々の各法律によって、個別法によって担保する計画を立てていくべきもの、このように仕分けをしているということでございます。

○鎌田委員 時間を超えまして申しわけありません。ありがとうございます。

○佐々木委員長 以上で鎌田さゆり君の質疑は終了いたしました。

次に、西村眞悟君。
○西村委員 自由党の西村ですが、基本的なことをお聞きいたします。

この前文に言う、少子化が人口構造にひずみを生じさせて、国民生活に深刻かつ多大な影響をもたらす、我々は、紛れもなく、有史以来の未曾有の事態に直面しているというくだりですね、これは、具体的にどういう事態が未曾有の事態なんだろうかということについて、いま一度説明していただけますか。

○中山(太)議員 委員も御存じのように、日本の人口は、徳川時代は大体三千万ぐらいで推移しておると思います。それから次第に増加を始めまして、ちょうど第二次世界大戦が終了後は約七千万人の日本人が残っております。

そういった人口の経過の中で、戦後の復興に関して経済が繁栄を始める。そういった中で、所得

が増大するものですから、今まで高等女学校で終わっておったような女性たちが専門学校、短大、女子大、一般大学といったようなところへ行く資金的な余裕が両親にできてきた。そういったことから、女性の高学歴化が進む。そして、男女共同参画社会といったような、男女同権という憲法上の規定で、女性たちが社会で男性に伍して活動する時代が出現してきたわけでございます。

そのために、結婚の平均年齢というのが二十八歳ぐらいまで落ちてきてしまった。こういう中で、晩婚化といいますが、初子の、第一子の出生の年限が非常に遅くなってきた。社会全体は、まだ、子供たちを社会でどのように保護し、保育していくかというような制度は国のシステムとしてできてございまして、地方自治体もそういうことではなかったと思っております。

そういったところで、保育所が、民間もあるいは公的保育所もできてきたけれども、女性が働きに行く、そして夕方五時に帰る前に、例えば保育所に預けている子供たちが熱を出したり引きつけを起こしたりする、こういったときに、子供のところへ行くには就業時間中だ、しかし現場の保育所からお母さんに帰ってほしいという電話がかかってくる、こういうふうな状態が発生をしまして、やはり、安心して子を産み、預けて育てながら自分も働くという社会、これが実現するのに手間取っておったと思います。

そういうことで、子育てには、先生も御案内のように、大変物心両面の心遣いが必要なものでございますから、この今の日本の社会ではどうしても一人つ子が多くなってきた。子供が生まれて死ぬ率というのは、乳幼児死亡率と申しますけれども、日本の場合千人で四人ぐらいになっております。そのために、母子手帳などをもらって産前産後の健康管理を十分やり、予防注射をやっておれば子供たちはすくすくと育つという衛生状況の恵まれた国家になってきました。

一方、託児所の配備が非常におくれておりまして、子供たちを預けて、そして自分の働く場所へ

行つて働いてくるというこの仕組みが社会で未完全であります。特に、早朝の保育あるいは時間外保育、こういった問題がございまして、このようなものをどういうふうにかから社会がやっつけていくか。

このままの人口出生率、一・三二でいきますと恐らく百年後の日本の人口は約七千万人になると厚生省の人口問題統計書は出ております。こういうことから踏まえて、民族という形よりも日本国民の数、特にやはり日本民族でしようね、日本民族の数が減ってくるという中で、生産年齢人口が二〇〇七年から落ち始めますから、どうしてもそこで女性たちが男性に伍して社会で活動できるような社会システムを整備するか、あるいは外国人労働者を入れるという決断を迫られる時代に入ってくると思っております。

こういうことを考えておきますと、子供たちを安心して生み育てられる社会環境というのが日本の社会に定着しているかという、決してそうではない。こういうことで、今回この基本法を出させていただきました、そして次世代の子供たちを育てられるような、厚生労働省が今回提案をしております次世代の問題とセットにして国の子育てというものがうまくいくように考えたらどうか。出生はあくまでも男女の、女性の権利でありますから、産む、産まないは個人の自由であります。しかし、生まれた子供たちが健全に育てるような社会にしたい、こういう考え方でこの基本法をつくらせていただきました。

○西村委員 今先生御説明なさったことは、社会の不可逆的な変化、収入がふえる、高学歴化する、男女がともに働き始める、この不可逆的な変化だと思ふんですね、これが「未曾有の事態」というふうな法案の言葉になっている事態を現出している。そして、今の御説明の範囲からでも私はわかんないのは、だから、この基本法で人口増加を目的としているのか、それとも産む、産まないは個人の自由である、ただ安心して生み育てる環境を整備しようとするだけなのか、これが明確にわか

らないというところであります。

次に、また前文で、二段目の段落の「少子化は、社会における様々なシステムや人々の価値観と深くかかわっており、この事態を克服するためには、長期的な展望に立った不断の努力の積み重ねが不可欠で、極めて長い時間を要する。」「我らに残された時間は、極めて少ない。」

今、中山先生の御説明の中でも、不可逆的な変化がある、その中で価値観が変化していくだろう、そこで「この事態を克服するためには」と来るわけですね。克服して何を指すのか。これは人口の増加を目指すのかということなんです、確認したいのは。

そこで、この基本的価値観を、この前文の前提では少子化は深くかかわっておりますから、これを克服する、いかなる価値観に持っていきたいのか、克服すべき価値観とは何か、今ある価値観とは何か。

それから、まとめて聞きますが、「極めて長い時間を要する」克服すべき価値観が現在あって、そしてこの価値観を克服する、それには極めて長い時間を要する。いかほどの時間を要するのか。私、最終目的が、安心して生み育てる環境を整備することだけが目的で、総体としての人口増加を目的としないのかどうかはわかりませんが、けれども、そのわからぬ前提で聞いているわけですが、価値観についてお聞きしますが、どうですか、克服すべき価値観とは何か、どういう価値観にしたいのか、どれほどの時間を要するのかということについてお答えいただけますか。

○中山(太)議員 どういうふうな価値観を持っておるかというお尋ねでありますけれども、私は、子供を欲しい御婦人たちが、子供を育てるのには物心両面の苦労が伴う、特に働きながら子育てをしたいと思つていらつしやる御婦人たちのために、そういう御婦人が、朝、駅前保育所に子供を預けて、そして働く場所へ行つて一日働いて帰りに子供を連れて帰るという社会のシステムというものも完備しているかという、されてない。

これがやはり現実だと思ひます。これを、現実を解決していくのはやはり政治ではないか、このように思っております。

それから、人口はどういうふうに変化していくかという御質問だと思いますけれども、私はなかなかその簡単にはいかないと思ひますけれども、人口のバランスがどのようになっていくのか、これはこれから先の予測にすぎません。

御案内のように、アメリカ以外の先進国は全部少子高齢化になっております。こういうふうな問題を踏まえて、我々政治が、子育てがしたいという御婦人たちが安心して働けるような仕組みをつくっていくことは、これは大きな政治の課題だと思ひます。国あるいは地方自治体の大きな責務だと思ひますが、産む、産まないは自由でありますから、産んだ子が健康やかに育つような社会、そして父も母もその子供たちと一緒に暮らすことの大きな生きがい、こういったものを、夢と希望を託しながら暮らしていくというような社会をつくっていくという考え方が基本でございます。

○西村委員 それで、確認のため再度お聞きしますが、この基本法は、我が国の人口を増加させることを目的にしておりますか。我が国の未曾有の事態、これを克服する、人口構造にひずみが生じている、人口増加をすればこれは克服されると思ひます。人口増加を目的としておるとして、いかほどの人口増加率をこの法案で確保することを目的としておるのでしょいか、このことについて。

○中山(太)議員 人口の、出生率の変化というのがどのようになっていきますか、今一・三二でございますから、これが二・〇になれば現在の人口は維持できるわけでありまして。しかし、なかなか、いろいろな統計を見ても、いろいろな手当てをして、二・〇に近づくことは非常に難しい。こういった中で、御婦人たちの中にも、やはり、もう一人欲しいと思つておつても、一人の子供を育てるのに物心両面の負担が大きい、だから保育所に預けて働きやすい環境をつくつてほしいとい

うことでございまして、先生お尋ねのように、何人になるという予測を持っているかということはこの法律をつくる我々の方では考えておりませんが、何とかして、欲しい人が子供を産めるような社会をつくりたいというのが理想でございます。

○西村委員 前文を修正追加されました「出産は個人の決定に基づく」ということは、これはいわゆる女性の自己決定権のことでありまして、女性の自己決定権の内容は、墮胎の自由を認めるということでありまして、これについてはいかがでございますか。

○達沢委員 修正案提出者としてお答え申し上げます。たいわけでありまして、前文の中に「もとより、結婚や出産は個人の決定に基づくものではあるが、」を加えていただいたわけでありまして、当初の段階より自己決定権を大前提として、それはもう当然の前提としてこの法律案が組み立てられていたわけでありまして、議論の結果、文言上も、法文上もそのことを明記する、そういうことを通じてより明らかにする、その必要性がやはりあるというふうに判断をいたしました。修正をいたしましたわけでありまして。

そして、今委員御質問の、自己決定権を持つ主体とは一体何なのか、それは女性なのかといった趣旨の御質問でございますが、主体は、もちろん男女、カップルの場合もありますし、また女性の場合もある、あるいは男性の場合もある、そのように私どもは理解をいたしているわけでありまして。法律を超えて墮胎の自由を認めるものは決してないということを変更して強調させていただきたいと思ひます。

墮胎罪につきましては、刑法にきちんと規定がされているところでありますし、この法律案の趣旨は、あくまで幾つかの法律の範囲内で自己決定権を尊重していただく、そういうものであることをぜひ御理解いただきたいと思います。

○西村委員 法文上自明のことを明記したわけでありましてという前提での修正追加で、この文言があらわれたということでありまして。これも法律で

あります。刑法も法であります。相互に矛盾するの矛盾しないのかは、刑法がありますから矛盾しないでは、お互いに同等でありますから、説明にならないのであります。後法は前法を否定するというのが法の世界であります。

したがって、自己決定権はいわゆる墮胎の自由をも含むという、つまり刑法の墮胎罪を後法で否定するという考え方もあるが、この法案における自己決定権はそうではないか。これは明記する必要があるのではないかと。なぜなら、法律の世界においてはこの法も刑法も同等であり、そして前法を否定するのは後法であるという世界ですから、こう思つて私はお聞きしておるわけです。議事録に残っているだけでは法としての、法がひとり歩きして社会で理解されていくという世界に歯どめはかけられないのではないですかということについては、いかがでございますか。

○達沢委員 重ねての御質問、あるいはまた委員の法の解釈についても言及をいただいたわけでありまして、先ほど答弁をさせていただきましたように、墮胎罪については、現行の刑法に明確に規定がなされているわけでありまして。刑法初め諸法律の範囲内で、今議論をいただいております少子化対策基本法の前文に挿入をさせていただきます。自己決定権が尊重されるべきだという立場に私どもも立っているわけでありまして、重ねての答弁で恐縮でございますけれども、そのように御理解を賜りたいと思ひます。

○西村委員 我々人間の存在は、ある意味では自然の一部であります。その前提で私はこれから法案を提出された方の見解をお聞きしたいわけですが、法は法なきを期すという、これは私の理想とするところでありまして。片一方で、法万能主義というものがあつて、これは、利息制限法であるとか規制法の世界では、法をつくつてこの複雑化した社会システムを秩序づけようというふうな観点で法が必要であります。そのようにしてその世界に必要な法が、すべての、自然の領域に任すべ

きところにも、法をつくりさえすれば自然の秩序がそのつくつた法に従つて変わっていくという考え方を法万能主義というならば、本件基本法は、法は法なきを期す世界にあるべきものを対象にした立法なのか、それとも規制によって秩序づけられるという近代社会に必要な領域を対象とした世界なのかということになるんですね。

私は、いかなる家庭を築き、いかなるライフスタイルを選ぶか、これは自由に選ばれようになつた、我々の先祖からの目的が今現前の姿になつてあらわれているんだらうと思ひます。この世界はまさに子供を生み育てる世界でありまして、中山先生がおっしゃつたように、産めない、育てたい、産みたい人が産みやすいような社会をつくるというのは、これは当たり前の話でありまして、したがって、当たり前の話でありますから、これは法は法なきを期す、自由な領域の世界ではないんだらうか、法をつくつて人口増加を促すことができる世界だらうかと思ひます。

必要なのは、法ではなくて、国家や社会全体の明るさや活力ではないのか。それはまさに、法をつくるという作業のみではなくて、当然ですが、政治、社会全体の作業ではないのか。国家や社会全体の明るさや活力を我々はいかに確保するのか。それは、将来に希望を持てる社会を我々は運営しているのか、自分の生まれたこの日本という国家に誇りを持って、この国を愛することができる社会を子供たちに見せているのか、このように我々自身の責任としてなつてくるわけですね。

現在、この問題意識を考えずして、ただ、産みたいと思ふ人が産みやすくなるという観点で法をつくるならば、この少子化、出生数が少なくなつた現在の我々の教育も、出生数が多い、貧しいときの教育よりはるかに劣つておるわけでありまして。このことを考えますならば、私は、この問題は、法をつくる領域の問題ではないな、もっと深く大きな、政治全体の責務にかかわつた問題であるなというふうに考えますが、この考えを背景に持つておられるのかどうか、また私の今申し上げ

たことは違う御意見を持っておられるのか、参考のために伺えてきたらと思います。

○中山(太)議員 子供たちが国の未来、将来に希望を持って、そして自分の人生をつくるという事は、私は本来あるべき姿だろうと思います。

ただ、そういう子供たちが教育の影響やいろいろな問題で変化を起して来たこの時代の中で、例えば育児休業制度、これが、雇用者が了承しないとなかなかこの育児休業制度を活用できない。どうしても雇用者の方は働く人たちの勤務状態というものを評価するわけであります。特に、女性の育児休業手当の取得率と比べて男性はわずか〇・五ですね。こういうふうな法律的な問題を解決することが必要なのであつて、私は、この先生の述べられた高邁な国家の理想とか社会の夢、そういったものと別の観点から、この現在未整備の法律をきちんと整理していくということが大切だというふうに考えてまいりました。

○西村委員 この育児制度、家庭に対する税制のあり方、これはもうそのとおり、我々が注意してやらねばなりません。その意味で、配偶者特別控除を廃止していくとかこういうことはゆゆしき事態なんだ、この法律があろうがなろうが、我々は、その点については重大な政治家としての問題意識を持って、税制のあり方全体、雇用との関係全体を見直していかなばならない、このように思っております。

時間がちよつと手前ですが、質問をやめます。ありがとうございました。

○佐々木委員長 以上で西村眞悟君の質疑は終了いたしました。

次に、児玉健次君。

○児玉委員 日本共産党の児玉健次です。

スウェーデンのカーソン前首相のアドバイザを務めていたアグネッタ・タムさん、この人が一九九〇年に日本に来たときに、次のように述べています。自分の意思で子を産む社会で出生率が下がることは、人々が未来に希望が持てないことのあらわれです。ですから、私たちは心配し、

分析チームをつくり、政策を練りました。出生率が毎年ふえている今、人々は未来に積極的な姿勢を持っていないのではないだろうか。

私は、このタムさんの発言はなかなか示唆に富んでいると思うんですが、提案者の見解を聞かせてほしい。

○五島議員 私もそのとおりのものだというふうに考えています。ただ、スウェーデンの場合も、確かに一九八〇年代の後半出生率が回復してきたわけですが、九〇年代に入りましてまた低下を続けています。

そういう意味におきましては、そうしたいわけの少子大国になってきた国において、スウェーデンがなぜまた出生率が落ちてきたのかということの検討も大事なんだろう。考えつくところとしては、スウェーデンも、八〇年代の後半のベビーブームの反動ということもあるでしょうが、その時期から社会保障その他が若干削減されてきたということも影響しているのかなというふうに思っております。

○児玉委員 今、五島提案者のお話もありましたが、最近の北ヨーロッパはどうか。

去年、私は、夏にスウェーデンとフィンランドを訪問する機会がありました。今の議論を大いに交わしたんです。

フィンランドでは、国会のコッコン憲法委員会委員長、この人は女性です、フィンランドにどんな社会的な特徴があるのかと聞いたら、彼女は、一、女性の就業率が八〇%前後に達している、それから二として、そのことを可能にしたのが社会保障の充実である、こう述べましたね。そばに国会の事務総長がいて、あなたは男性だけれども今の考えはどうだと聞いたら、全く私も同感だ、こう言う。

そして、スウェーデン。確かにスウェーデンは出生率が、若干の上下はしておりますけれども、日本よりは高いですね。二と一・五の間を維持しています。ここで私は、ちょうど選挙中だったのだから国会議員には会えなかったのだけれど

も、国会事務次長に会いました。彼はこういうふうにも述べます。社会保障制度の前進により、女性の就業率が急速に進み、フィンランドの上へいつて八〇%を大きく超した。そして、女性の社会的進出の反映として、国会において、全議員三百四十九名中女性が百五十名、四三%ですね。フィンランドは三〇%を超えています。これは世界最高ですよ。ある評論家は、出生率の高さは国会での女性議員の比率と相関関係があると言っています。

が、これなどは、私はやはり見事なものだと思う。そういった社会の前進的な特徴の結果として、結果としてです、結果として出生率が上がり、またはひどくは低下しない。これは、私たち日本にとつても学び取るべき多くの教訓を持っていると思うんです。この点についても提案者の考えを聞きたい。

○五島議員 先生御指摘のとおり、スウェーデンの場合は、一九三〇年代から世界に先駆けて女性の社会進出が非常に盛んであり、そうした女性の社会的進出というものとセットになった形である国は高齢化も進み、そして、そうしたものに對する社会保障の整備も時間をかけて充実してきたと思っております。

現在も、例えば、育児休業の取得率あるいは状況をとりましても、スウェーデンの場合は、日本と比べて日本が恥ずかしくなるような状態でございます。非常に高い。男性の取得率について女性との取得率につきましても、十八カ月、最初の一年間は給与の八〇%が所得保障されています。その次については定額の最低保障という形の保障が続いております。また経済的にも、社会保障として、例えば子育ての経済的支援というものにつきましても、児童手当は十六歳まで、年間九百五十クローネ、このお金は大体夫婦所得の七%に相当すると言われております。障害児の場合はもっと長期でございますが、そういうような制度も整備されております。

そういうふうな社会保障の整備と女性の社会進出というものの、このことが相まって、現在北欧におきまして、かつてはスウェーデンは少子化だと言われていたわけですが、現状においてはその他の国の方がはるかに少子化が進んでしまっているという状態をつくっているというふうに認識しています。

○児玉委員 私は、北欧を一つのモデルとは考えているけれども、やはり日本には日本のやり方があるだろう、こういうふうにも考えています。

それで、厚生省に伺いたいのですが、つい先日、皆さんは最新の出生率を明らかにされた。全国平均一・三二。その中で、例えば、東京一・〇二、京都一・一七、奈良一・二二、私のいる北海道、神奈川、大阪が一・二二と、地域的にかなり差がありますね。落ち込んでいます。これは、突然の現象ではなくて、もう持続的な現象です。

出生率が低下する地域の社会的特徴、社会的要因を厚生省はどういうふうに見ているか、お答えいただきたい。

○水田政府参考人 お答え申し上げます。

ただいま先生御指摘になりましたとおり、合計特殊出生率は、都道府県別でかなり差がございます。その背景をいたしまして、さまざまな要因が考えられるわけでありまして、この合計特殊出生率が低い都道府県におきましては、比較的大都市を有する都道府県がある、こういう傾向が見られるわけございまして、それらに共通して見られる現象をいたしましては、晩婚化、未婚化がより進行しているということ、それから、労働時間等の労働環境でありますとか、住宅事情が比較的厳しい状況にあることなどが挙げられているところでございます。

○児玉委員 今の点ですが、先ほどのフィンランドの憲法委員長は、同行した人間が、日本では出生率の低さは高学歴と晩婚が主な原因だということに言われていると言ったら、彼女は言下にこう言いましたね。ヘルシンキ大学、これは学生数一万人以上、女子学生が半分を超している、そして、大学を出たからといって子供を何人も産めない

いうことはありません、こうずばり言いましたね。それで、今、水田政府参考人のお話、それはそれで一般的な皆さんの考えをお示しになったと思うんだけれども、厚生省の科学研究費によって作成された「家族政策および労働政策が出生率および人口に及ぼす影響に関する研究」平成十一年三月 主任研究者阿藤誠、これは個人のレポートですけれども、私はこれを読んでいて、非常に興味があった。

こういうふうには阿藤氏は言っていますね。もし保育所キャパシティを向上させる、それから家賃の水準と教育費の水準を引き下げる、それから女子労働力の構造的なネガティブな関係、雇用流動化などを指しているんでしょね、これらが大きく改善されていけば、七〇年代後半の出生率は一・六一でなくて一・九八を維持したであろう、そして直近でいえば、一九九六年で見れば、一・四三が一・八〇を維持しただろうと。

非常にさまざまな推計学などを駆使してあらわしているんですが、このことについても厚生労働省の考えを聞きたいんです。

○水田政府参考人 お答え申し上げます。

先生御指摘の報告書は、国立社会保障・人口問題研究所の研究者を中心とするグループが行いましたもので、平成十一年三月にまとめられております。

ここにおきましては、家族政策あるいは労働政策が出生率に及ぼす影響の評価というものが試みられているわけでございまして、一九八二年から一九九六年までの十四年間、これを観察期間といたしまして、保育所の定員が実際よりも五〇％多いこと、家賃や教育費の水準が実際よりも三〇％低いということ、それから女性の労働力参加が出生行動に全く影響を及ぼさない、こういう仮定を置きましたシミュレーションを行った結果として、先ほど先生御指摘になったとおりの、出生率に回復が見られる可能性があるということを指摘したわけでございます。

ただ、この結果につきましては、ただいま申し

上げましたそれぞれの数値でありますとか仮定でありますとか、これを当てはめて単純に試算を行ったものでございまして、前提となります改善策が何であるのか、あるいは女性の労働力参加と出生行動についての具体的な諸施策が何であるか、これについては具体的な想定をしておりませんものですから、なかなか評価としては難しい、このように思っております。

○児玉委員 シミュレーションというのはいつもそういう問題を含んで、極めて具体的な条件の設定、保育所が五〇％ふえたらどうなるか、家賃が三〇％低下したらどうなるか、それをこういう形で出しているもので、私は、このとおりだとは言わないけれども、非常に示唆に富んでいると思いますね。その方向を私たちはやはり真剣に追求しなさいいけない。

次に、厚生労働省の青木審議官にお伺いしたいんですが、政府の統計によれば、直近の三月の完全失業者が三百八十四万人、これは過去最高です。一方、出生率は一・三二、過去最低です。失業者は過去最高、出生率は過去最低、この状態でいえば、法案の中の文言に、前文にこういう部分がありますね。「家庭や子育てに夢を持ち、かつ、次代の社会を担う子どもを安心して生み、育てることができる環境を整備」、これと日本の現状は著しく乖離している。相入れないのではないかと。こここのところの状況改善を厚生労働省としてはどのように進めようとなさっているか、お示しいただきたいと思っております。

○青木政府参考人 少子化につきましては、私の方で申し上げれば、長時間労働というようなものを抑制していくことが大変重要だということに思っております。

統計的に言えるかどうかということはあるかと思いますが、長時間労働者の比率が高い地域ほど出生率が低いというような相関関係も見られるところでありまして、そういうことで、長時間労働というのが出生率の低下につながるおそれがあるというふうに認識をしております。

そういう意味では、いろいろな直接的な対策ということではないかもしれませんが、一つには、そういった時間外労働の縮減とか、あるいは有給休暇の取得の促進などを図って長時間労働を少なくしていくということは、そういう意味でも有意義なことではないかなというふうに思っております。

○児玉委員 今の青木さんの御答弁の中で、長時間労働と出生率の相関を厚生労働省として明言されたのが重要だ、私はそう思います。

そこで、もうちょっと突っ込みたいんです。法案の五条に何と書いてあるかというと、事業主の責務、「事業主は、子どもを生み、育てる者が充実した職業生活を営みつつ豊かな家庭生活を享受することができるよう、」云々と言っていますね。そのために「必要な雇用環境の整備に努めるものとする」。主語は事業主だと思っております。そこで、今、青木審議官がお話しなさったことでも、もうちょっと私は最近のデータで触れたいんです。

総務省の労働力調査、直近のものは二〇〇二年です。男性労働者に限定しましょう。常用雇用者の総数は二千八百七十七万人です。この中で、週六十時間以上労働に従事している数は五百三十六万人、一八・六％です。五人に一人が一週間で六十時間以上、これは一日に直せば四時間ですからね。五時に終わって、九時過ぎまで働いて、そして東京で、二時間電車で帰るとすれば、もう帰宅は深夜に及びますね。

この状況は年々悪化しています。例えば、九九年は、六十時間以上だった人は一六・七％ですから、二年間で約二％、二ポイント上がっているんです。ここはやはり問題だ。政府の国際公約は、年の労働時間は千八百時間以内ですから、余りに乖離し過ぎてはいないか。他方で、リストラで職場を離れた人たちは、何とか仕事を見つけようと思つて必死になっている。

だから、残っている人たちは、さっきの五人に一人が週六十時間以上、そして職場を離れた方は、

求職活動で全力を挙げている。この状況とさっきの事業主の責務、この関連について、青木さん、どうお考えでしょうか。

○青木政府参考人 直接のお答えになるかどうかわかりませんが、今お挙げになりましたような調査でも、統計的に本当に因果関係があるものかどうかはわかりませんが、出生率の低い南関東地域では、雇用者の平均通勤時間も長かったり、あるいは父親の帰宅時間が遅かったりというふうなことも見られるわけです。

そういうこともありますが、全体として、やはり働く方々が家庭と職場との両立をきちんと果たして、それぞれ能力を発揮して、しっかりと働いていただくというためにも、やはり先ほど申し上げましたような時間外労働あるいは年次有給休暇、そういったものがきちっと縮減されたり、取得がなされるということは大切だと思いますし、そのために私も法律を守つていただくことはもちろん当然でありますけれども、それと同時に、やはり労使の意識改革とか具体的な取り組みとか、そういったことが大変大切だということに思っております。

そういう意味では、もちろん法律上の義務といえますが、そういったものはきちんと果たしていただかなければ、なおかつ、そういった職場における労使の意識を持った取り組みを進めていただきたいというふうに思っているわけでございます。

○児玉委員 雇用者に対する指導を強化してほしいと私は要望しておきます。

次に、教育の問題です。若い男女、夫婦が子育てに対して持っている不安、懸念、その大きな要因として、現在の日本における教育の困難な状況があるだろう、私はそう思います。これを、ただ日本で見ているかというのではなくて、国際的な観点でも見るとすれば、最も適当なのは、国連子どもの権利委員会ですね。これが一九八八年五月に日本政府に対する最終所見として、最終所見というのは、懸念事項という

部分とこは直せという勧告の二カ所になっていきます。勧告のところにはつきりこう書いています。「本委員会は、貴国における高度に競争的な教育制度、および、それが子どもの身体的および精神的健康に与えている否定的な影響」、これは懸念のところで、否定的な影響のことをずばり「発達障害」と言っています。ディベロブメンタルデイスオーダーと言っているんです。それが生まれて、「過度なストレスおよび不登校・登校拒否を防止し、かつ、それと闘うための適切な措置を取るよう貴国に勧告する。」国連が日本に対して勧告している。

この勧告に文部科学省はどのようにこたえようとしているか、お答えいただきたい。

○金森政府参考人 お答え申し上げます。

若い世代の子育てを支援いたしますために、学校教育に対する不安感を軽減し、子供が夢を持って伸び伸びと学習と生活ができるよう、教育環境の整備を図ることは極めて重要であると考えております。

御指摘のように、児童生徒の問題行動に関しましては、学級崩壊や暴力行為、いじめ、不登校など、依然として憂慮すべき状況になっておりますことから、文部科学省といたしましては、例えば、新しい学習指導要領のもと、わかる授業を行い、子供たちに達成感を味わわせ、楽しい学校を実現することを初め、社会性や豊かな人間性を培うための体験活動の充実など心の教育の充実、生徒指導に関する専門的、実践的研修の実施など教員の指導力の向上、スクールカウンセラーの配置の拡充や心の教室相談員の配置などによる教育相談体制の充実、学校、家庭、地域の連携の推進などの施策の充実に努めてきているところでございます。

今後とも、これらの各種の施策の一層の充実に図りまして、若い世代の学校教育に対する不安が解消されるよう努めてまいりたいと存じます。
○児玉委員 メニューは少ないより多い方がいいけれども、しかし、若い男女、夫婦にとってこれ

はと思うメニューは、残念ながら今お話しになった中には入っていないですね。

例えば、皆さんがこういう国連の勧告に対してどのようにこたえるか。今あなたがおっしゃった例えば心の教育、そしてこの法案の中の十四条にあるゆとりのある教育、これらがその後三年間を経て、文部科学省自身によってどのようにある意味では正を迫られているか。このあたりを、私は、時間がないからこれ以上言わないけれども、指摘をしておきたいと思えます。

先ほどのシミュレーション、阿藤さんのシミュレーションの中で、保育所キャパシティの大幅な増加という点がありますね。ところが、その方向を今、日本は確実に追求しているかというところ、私は必ずしもそうとは思わない。地方分権推進会議、財政諮問会議など最近何と言っているか。保育所運営費負担金約四千二百億円を一般財源化する、地方交付税その他財源移譲で充てるというんだけれども、四千二百億円丸ごとでなくて、七、八割しか補てんしないということが今言われ出している。そういう中で、公立、民間の保育所のキャパシティをふやしていくということは困難ですね。

厚生労働省は、この保育所運営負担金の一般財源化に対してどのように対応なさろうとしているか、お示しください。

○渡辺政府参考人 お答え申し上げます。

今先生御指摘の点につきましては、私ども、なお経済財政諮問会議等において種々議論されている途上の国庫補助負担金全般の見直しに関する方策ではないかというふうな考えっております。

私どもといたしましては、御承知のように、待機児童ゼロ作戦を推進する、十四年度、十五年度、十六年度、着実に推進する。そのための予算も計上し、きちんと対応していきたいと考えております。今現在国会において御審議を賜っておりまして、次世代育成支援対策推進法案及び児童福祉法の改正法案、これにつきましても国として一層の政策的な努力を払っていく、こういう姿勢で今御審

議を賜っているところでございます。

そういうことでございますので、保育所の運営費の扱いを含む保育政策全体について、これを後退させるような結論であってはならないのではないかとこの観点から、今政府部内で鋭意議論をさせていただいているところでございます。

○児玉委員 さて、最後に提案者に幾つかお伺いしたいと思うのです。

今、私が質疑の中で、私自身が関心を持っている問題について幾つか指摘をしました。この私自身の関心事と提案者の皆さんの関心事が、もし、かなりの部分、基本的に重なっているとすればどうするかという問題が出てきます。

先ほどもちよつと議論があつたけれども、第一条、目的のところですね、そこに「少子化社会において講ぜられる施策」という文言があります。そして、その施策はどんなものかというのは、後、展開されるわけだけれども、施策の目的は何かということを明示する必要があるやしないか、すなわち、少子化社会を克服するという目的を明示する必要があるはしないかと思うのが第一点です。

それから第二点は、この法案についてさまざま意見やその他が寄せられているということ。我々もよく承知しております。そういう中で、北京会議その他以来の議論を踏まえて、明白に、少子化に対処する施策は、結婚及び出産は個人の選択のもとにゆだねられるべきである、それを法律の本則である第二条、基本理念に盛り込むことが必要ではないかと思うのですが、提案者、どうでしょうか。

○五島議員 提案者といましては、今御指摘のこの二点に沿ってこれまでも御答弁申し上げてまいりました。

きょうも朝から御議論ございましたが、この目的の規定のところは明らかに、いわゆる人口政策とはならないけれども、少子化に対して真っ向から対処する、あるいは克服するといった方法として、「直面して、」という以下に入っておりますので、そこところは、この委員会における四党の

修正案として出されたところでございますが、先生御指摘の、少子化社会を克服するという理念というのは、この法文そのものの内容であるだろうと思っております。

また、施策の基本理念におきましても、具体的な施策に対して、まさに結婚、出産が個人の選択にゆだねられるべきであるということが前提であるということについては繰り返し申し上げてまいりましたところでございます。そういう意味におきましては、今先生が御指摘なさった二点につきましては、我々提案者の主張と全く違うところはないものというふうな考えをしております。

○児玉委員 最後の質問になると思うんですが、一九八九年十一月に国連総会で採択された、子どもの権利条約というのがあります。これは、九四年四月に日本は批准しました。私は、この子どもの権利条約と少子化の問題はあつちこち対比させて議論できると思うんだけれども、一例として言いたいんだけれども、第十八条第一項でこう言っていますね。「締約国は、児童の養育及び発達についての認識を確保するために最善の努力を払う。父母又は場合により法定保護者は、児童の養育及び発達についての第一義的な責任を有する。児童の最善の利益は、これらの者の基本的な関心事項となるものとする。」一般的に第一項でそう定義している。

第二項で具体的にこう言っています。「締約国は、この条約に定める権利を保障し及び促進するため、父母及び法定保護者が児童の養育についての責任を遂行するに当たりこれらの者に対して適当な援助を与えるものとし、また、児童の養育のための施設、設備及び役務の提供の発展を確保する。」

今私たちが審議しているこの基本法は、今私が本場に例示的に示した、この子どもの権利条約の中の一部ですね。その方向と合致して、国民合意のもとに社会の前進を遂げ、そして結果として出生率が向上していくということが必要だと思ふん

ですが、その点について伺って、私の質問を終わります。

○福島議員 たいま委員御指摘ありました子どもは、その権利に関する条約、児童の権利に関する条約に示された文言の指し示しておりますところと私どもの法案が指し示しているところは、基本的に一致するものであると私は考えております。

○児玉委員 終わります。

○佐々木委員長 以上で児玉健次君の質疑は終了いたしました。

次に、北川れん子君。

○北川委員 社民党・市民連合の北川れん子です。

ちよつと順番を変えてお伺いをいたしたいと思

います。
文科省の方に毎回出てきていただいていたんですが、質問が、前回も前々回も時間がなくて申しわけありませんでした。

きょうは、ゆとりある教育というのは、学歴の偏重を解消するために使った言葉だというふうにあったんですが、文科省で使われているゆとりある教育にはその精神が入っているのか、そして、文科省で使われているのは、一番ポイントとして、ゆとりある教育を何に重きを置いて使われているのかをまずお示しください。

○金森政府参考人 お答え申し上げます。

平成八年に出されました中央教育審議会の答申におきまして、これからの子供たちに生きる力をはぐくんでいくためにはゆとりが重要であるとされております。ここで言うゆとりとは、子供たちが自分で考えたり生活体験や社会体験を豊富に積み重ねることができるときのゆとりだけではなく、心のゆとりや考えるゆとりを含んだものとされているところがございます。

文部科学省におきましては、これを踏まえまして、昨年四月より小中学校で実施されている新しい学習指導要領におきまして、ゆとりの中で生きる力を育成することをねらいといたしまして、全

員が共通に学ぶ内容を厳選し、それによって生じた時間的、精神的なゆとりを活用してきめ細かな指導や体験的、問題解決的な学習を充実することにより、子供たちに基礎、基本を確実に身につけさせ、みずから学びみずから考える力や、豊かな人間性、健康や体力などの生きる力をはぐくむこととしていただいております。

○北川委員 今回の立法提案者の趣旨と、文言は同じだけれども、少し違うというのを確認させていただき

ます。
それと、「生命の尊厳」が使われているんですが、法制局に、この立法においての生命の尊厳の意味の御説明をまずいただきたいと思

います。
○鈴木法制局参事 お答えいたします。

第十七条の「生命の尊厳」の文言につきましては、これまでの審議におきましても提案者の方から御答弁がございましたように、昨今、児童虐待やいじめが深刻な社会問題となっており、幼い命をはぐくむという認識や、根源にあります。命に対する畏敬の念の欠如が指摘されているところを受けて、この社会の少子化に対処しなければならぬ、この法案の提案に当たって、生命の尊厳についての国民の意識の向上が重要であると認識して規定しているところでございます。

「生命の尊厳」とは、以上のような趣旨からこの法案に明記されたものでございまして、本法案の立案に当たりましても、法制的にそのような趣旨で十七条の条文を作成しているところでございます。

○北川委員 望まない妊娠を防ぐことは含められているが、中絶はかわっていかないというのがその後続くというふうにはこ

こでは理解を深めさせていただきます。
それで、前回なんです

確認させていただきたいと思

に對しても社会の慣行等々が押しつけている問題の解決にもこの法案は臨んでいくんだという点は、理解をさせていただきたいと思

○北川委員 では、これも確認させていただきます。
では、次に不妊治療の部分についてお伺いをいたしたいわけなんですけれども、これはエンゼル

は、そして、日本産科婦人科学会の報告でも、体外受精や顕微授精で出産に至る率は、胚移植までできた場合で一七から一九とお伺いをいたしてお

たしたいわけなんですけれども、これはエンゼルプランの方で、また、生涯を通じて女性の健康支援の一環として、全国にもう既に不妊専門相談センターを置かれてお伺いしております。しかし、提案者にお伺いしたいんですが、あえてこの法案で繰り返す目的はど

私は、去年の六月、衆議院の文科委員会の方で排卵誘発剤の副作用について質問をしたんですけれども、そこで、厚労省医薬局安全対策課から、去年の六月二十五日、データを入手しました。そこにおいては、九四年から二〇〇二年にかけての排卵誘発剤の副作用の症例数を教えていただいたわけ

しておきたいと思

そのときも本当にお伺いしたんですけれども、このところの人数、それから実態、こういうものを、先ほど言いました不妊専門相談センターに情報として適時流してい

その中で、不妊治療について取り上げているということは、子供を産みたい、そのために不妊治療を受けておられる方もおられるわけ

か。その点を一つ確認させていただきたいのと、この相談業務、あえて今あるものを重複してこの法案で後押しをするというふうにお決めになつたが、もし流してい

不妊治療につきま

今後、相談事業を実施された場合、不妊治療の実態としてこういう副作用の数字なども流すつもりでいら

えて相談事業というものも行われているわけ

○渡辺政府参考人 お答え申し上げます。

ですから、この法案にこの不妊治療の問題を取り上げたということは、その治療を受けることによつて子供を持とうとしておられる方、そうした方にとつての困難を取り除く、このことも、先ほど申し上げました、すべての方が、みずからの結婚や出産を望んだ場合には、それが妨げられることのないようにしよう、その文脈の中に位置づけられる、そう考

等が不妊に関する医学的相談や不妊による心の悩みの相談などを行う事業として実施をいただいておりますが、なお整備の途上でございます。先ほどの、体外受精その他の確率の問題である

とか、あるいは排卵誘発剤周辺のさまざまな情報でありますとか、そういう点につきましても、まさしく、こうした不妊に関する医学的な相談等々も、専門医等の立場で専門的に御相談に応じるといふことのできる事業としてやっておりますものですから、その点については私もしつかり対応させていただきたいというふうに考えております。

○北川委員 ちよつと明確ではなかったんですが、現在、不妊専門相談センターの方にこういう情報は流していらつしやるシステムを、今途上であるというお言葉もあつたんですけれども、もう確立されているのでしょうか、お伺いをしたいと思います。

○渡辺政府参考人 お答えいたします。専門医による相談体制でございます。御指摘のような学会情報については、当然の情報として承知していただいていると理解しております。

○北川委員 相談をする側が専門家だから知つていてやっているのであるというふうにおつしやっていると、不妊専門相談センターの方には厚労省から副作用の情報等々は流されておられませんというふうにお伺いしております。

では、提案者、先ほど厚労省は、不妊センター、つくつてはみたもののまだ途上であるというお答えもありました。今後、相談する側が専門性があるかないかは別にいたしまして、こういう情報を厚労省から適切に流す必要があると提案者の方はお考えになるかどうかをお伺いしたいと思います。

○福島議員 不妊治療の相談で大切なことは、治療にはメリットとデメリットといいますが、リスクとベネフィットというのは当然あるわけでございいますから、そうした適切な情報が与えられるということは私も必要だというふうに思っております。

そしてまた、さらに重ねて言いますと、不妊治療によって子を産み、持とうとすることにつきま

しても、さまざまな葛藤があるわけでございます。当然、夫婦間の葛藤ということもこれはあるだろうと思ひます。ですから、不妊治療の相談というのは、そうした個々の方が抱えておられるさまざまな心理的な問題も含めて御相談に応じる、コンサルティングに当たる、こういうことが大切な視点なんだろうと思ひております。

したがって、先ほど申しましたようなリスクとベネフィットもちゃんときちつと情報提供する、そしてまた、それを選択するのかもしれないのか、そこにも悩みがあるわけでございますから、そういうことも含めて対応していただくということが必要だ、そのように思っております。

○北川委員 今の立法者の御発言を受けて、厚労省に再度お伺いしたいと思ひます。

これは、去年も私も質問をさせていただきました。やはり、リスク、デメリットとメリット、両方とも流す必要があるという立法者のお考えなんです、これを生かして、やはり、今もう現在センターは運営されているんですから、こういう情報を流すということは当たり前のようにやっていたらいいなと思ひますが、いかがでしょうか。

○渡辺政府参考人 さまざまなメリット、デメリット、副作用、その他情報につきまして、それは厚生労働省として、例えば医薬品の話であれば医薬局が中心でございますが、情報公開をし、それが専門の学会あるいは専門医の皆様方に行き渡るということは大変大切なことだと存じ上げております。

先ほど申し上げましたように、そうした専門医による相談体制をとるということでございますので、私どもは、その点について十分情報を公開し、その情報は十分に行き渡るということを前提として事業を進めてまいりたいというふうに考えております。

○北川委員 やはり厚労省の方は、きつちり流すシステムをつくるということに関しては多少抵抗がおりになる発言とお受けとめいたしましたけ

れども、立法者の方は、御自身たちの基本政策の中に、具体的に細かいこういう部分も見落とさないように入れていただくことを、再度、厚労省等々にも要請いただくようお願いをしたいと思います。

次に、法整備についてお伺いをいたしたいと思います。

お伺いしたところ、非配偶者間の生殖補助技術、つまり、精子、卵子、胚の提供等については、厚生科学審議会生殖補助医療部会が検討して、四月下旬に報告書が発表されたと聞いております。厚労省が法案準備をしていると伺っております。しかし、この部会において、通常の夫婦間の不妊治療については全く検討をされていないということでした。きのうもお伺いしたんですが、非配偶者間のみというふうに強調をされておりました。

そこで、先ほども言いましたように、不妊治療の中では死亡事故も起きております。受精卵の取り違えも報道されています。凍結された夫婦の受精卵をいつまで保存できるかも、特定な規定はございません。海外では、離婚した夫婦が受精卵の所有権を争う裁判も起きていて聞いております。こうした不妊治療の現状について、今後、厚労省はどのように対処をなさっていくつもりなのか。特に、非配偶者間だけではなく、配偶者の間のそういう生殖補助医療に対して、今後、倫理基準やガイドラインなどを整える御予定はありになるかどうかをお伺いしたいと思います。

○渡辺政府参考人 お答え申し上げます。先般、四月にまとめられました生殖補助医療部会の報告書は、そもそもが、非配偶者間の生殖補助医療についての法制化をめぐる議論の整理をし、報告としてまとめたものでござい

ます。以前御答弁申し上げましたように、不妊治療というのは、配偶者間のものももちろんあるわけでございます。配偶者間のものにつきましましては、人工授精、体外受精、顕微授精ということが現に行われているわけでございます。

この報告書をもとに、今後、十分、関係方面の御意見も承りながら、どのような形で立法過程に入っていくのかという点について、今慎重に検討をしている途上でございます。また、立法化のプロセスの中でさまざまにこの報告書の中身を吟味していくことになろうかと思ひますけれども、成案が得られるような段階になつてまいりますと、その中で、夫婦間の生殖補助医療である不妊治療、こういうものにも当てはまるさまざまな大事なポイントというものが凝縮されてくるということも想定されるわけでございますので、全体としての不妊治療の安全性やその他さまざまなこれから出てくる論点に対する対応について、適切な対応を図つてまいりたい。まあ、これからのことでございますので、ぜひ私どもも慎重に丁寧な幅広い検討を進めてまいりたいというふうに考えているところであるということをおし上げてさせていただきます。

○北川委員 これからの対応という中に法整備のことと視野に入れるというふうなお答えであつたと、こちら側は受けとめさせていただきます。思ひます。これは本当に、生命の倫理の問題の点におきましても、医療技術になるのか治療になるのかといった点においても微妙な問題ですので、やはり、法整備を願望というか待たれている方たちがたくさんいらっしゃる点においても、その点は厚労省、推進されていかれることを要望しておきたいというふうに思ひます。

そして、次に内閣府、坂東局長の方にお伺いをいたしたいと思ひますが、前回の審議で、私は、リプロダクティブヘルス・ライツの包括的な概念を福田官房長官から何度も御説明をいただきました。そして、五月二十八日の審議では、岩田政府参考人からも、男女共同参画二〇〇〇年プランに策定された男女共同参画基本計画など各施策の中にリプロダクティブヘルス・ライツが生かされるかと答弁がありました。法案の第二条でもとりあえず触れられております。

今後、内閣府は現在の方のまゝ、地方自治体

は自治体の自治にのっとり条例づくりを進めております。そういうものと連携をして男女共同参画社会の形成を行っていかれるお考えだというふうな理解してよろしいでしょうか。あえてお伺いをさせていただきます。

○坂東政府参考人 私どもとしては、男女共同参画基本計画にのっとり進めていくつもりでおります。

○北川委員 それにのっとり進めていただくと。しかしながら、かなりのそれぞれの、各自の意見の違いというものがあるなか克服されない点というのもあるというのは、坂東局長も推進をされていくよくわかりただけだと思っています。

それで、これはちよつと通告をしていなかった点なんです、もう一度坂東局長にお伺いをしたいと思うんですけど、きょうの議論を聞いておられても、女性の体というのは子産みの道具として使われてきた過去がありました、兵力の増強や労働力の確保であったり、為政者の政略のためであったりという。そこでは、そういういろいろな反省のもと、このリプロダクティブヘルス・ライツの考え方が生まれ、この十数年間で定着が日本の中では各地方自治体の方にも行き渡るようになってきたと私どもは理解をしております。

第四回世界女性会議で採択された行動綱領の百六項では、違法な中絶を経験したことのある女性に対して刑罰措置を含んでいる法律を再検討することを考慮すると規定してあり、このことから、女性が刑法堕胎罪で訴追されない権利はリプロダクティブヘルス・ライツの考え方と解釈できるといふふうにもなっていると私どもは理解をしております。

このところにおいて、男女共同参画局長である坂東局長は、この点、実施の中においても踏まえていただけているかどうか、申しわけありません、ちよつと通告していなかったんですけど、きょうの議論を聞いた上での質問ということとで御理解をいただいて、踏まえていらつしやる

かどうかということをお伺いしておきたいと思ひます。

○坂東政府参考人 私どもといたしましては、現在の法律の枠内で、また母体保護法等々の範囲内で施策を進めていくことになるだろうと思っております。

○北川委員 範囲の中で、この間の過去の反省から出てきたこのリプロの考え方というものは踏まえていくということであるというふうにお受けとめをさせていただきたいのですが、男女共同参画局というところが唯一総合調整機能を持たれているところでありすがゆえに、このところはぜひ踏まえていただくことを再度要望させていただきたいと思ひます。

そして、児童福祉法との関係のことで、厚労省の方にお伺いをしたいと思ひます。

児童福祉法の方では、第一条で「すべて国民は、児童が心身ともに健やかに生まれ、且つ、育成されるよう努めなければならない」というふうな書かれており、二条では「国及び地方公共団体は、児童の保護者とともに、児童を心身ともに健やかに育成する責任を負ふ」というふうな記述がされてあります。本来ならば、父母の養育と扶養の責任と社会的施策の整備は、私どもは別々に論じられなければいけないと思ひます。日本では批准をしている子どもの権利条約の第三条でも、最善の利益の確保、二項も、締約国にすべての適当な立法上及び行政上の措置をとることを定めています。

この法案では、父母の責任が法案の第二条に入っているのです。第一義の責任を父母がとるといふふうになって、国や地方公共団体の責任が弱められています。また、父母の状況によって一人一人の子供の福祉に利益の差異が生じることを深く懸念をいたします。

従来どおり、子供に関する社会的施策は児童福祉法、子どもの権利条約を軸に行っていくべきと考えますが、提案者、厚労省に、この点はどのように置かれているのかをお伺いしておきたいと思ひます。

います。

○肥田議員 現在のように成熟した社会におきましては、結婚それから出産につきましましては、女性の意思がきちんと決定の場所であつて、女性、そういうことが原点にございますので、この法案の中では、もちろんその決定した御本人たちが第一義の責任をとる、そういうふうな考えであつて、まず、先ほどおつしやいました児童福祉法それから子どもの権利条約には矛盾をいたさないと思ひます。

○渡辺政府参考人 お答え申し上げます。

父母その他の保護者が子育ての第一義的な責任を有することにつきましては、御承知のように、民法上の規定に加えまして、児童の権利条約においては、父母等が「児童の養育及び発達については、第一義的な責任を有する。」という規定がされておるわけでございます。今回の基本法案の、父母の第一義的責任の規定につきましても、同じ流れのものと理解しておりますが、児童福祉法第二条、先生引用いただいた当該条項との整合性は確保されているものというふうな私どもは理解をしております。

具体的には、児童福祉法第一条、第二条は、一義的に保護者が責任を果たすことを前提として、その上で国民がそれぞれの立場において児童の育成に責任を負っていること、また、国及び地方公共団体が保護者の援助等を行うことを明らかにするという規定でございますので、基本法案の、父母の第一義的責任の規定の考え方と矛盾するものでは全くないというふうな理解をしております。

○北川委員 ありがとうございます。

では、最後になりますけれども、きょう、修正提案者の「ではあるが」のところはやはり疑問が残る、疑義が残るという声が出されておりました。私も前回質問したわけですが、修正の提案者から、少子化に歯止めをかけることが結婚や出産という個人の決定より優先されるわけではなく、逆接にとつていただければ困ると答弁されたわけですね。

今回は、この場合は確認とさせていただきたいわけですが、この解釈はこの答弁どおりで間違いがないのか、提案者が当然だとはおつしやつてきた個人の自己決定権、リプロダクティブヘルス・ライツの制限がされることでは、間違いがないのかを、もう一度、再度押さえていただきたいというふうな思ひます。

○遠藤(和)委員 そうした懸念は全くないと思ひます。

この自己決定権は、憲法二十四条にもう既に明記されているわけですね、婚姻は両性の合意のみにおいて成立すると。こういうふうな、結婚が自己決定されるということは憲法上もはっきりしていることとございまして、また憲法第十三条では、個人の尊厳や幸福追求権について規定しております。

私どもが修正案におきまして、「もとより、結婚や出産は個人の決定に基づくものではあるが」という文言を入れましたのは、これらの憲法の規定によりまして保障されている自己決定権を前提として、そして少子化に対する施策を講ずること、こういうふうなすべきだ、こういうことを明文上担保したというふうな理解をいただきたと思ひます。

それから、今リプロダクティブヘルス・ライツのお話がありましたけれども、ここでも個人の自己決定権として結婚、出産、妊娠等が書いてあるわけですが、これは妊娠はあえて書きませんでしたけれども、これは、出産は妊娠を前提としたものであるという意味で、すべてこの三つを包摂している、こういう概念であると理解をいただきたと思ひます。

以上でございます。

○北川委員 では、時間がやつてまいりましたので、どうもありがとうございます。

○佐々木委員長 これにて本案及び修正案に対する質疑は終局いたしました。

○佐々木委員長 この際、本案に対し、児玉健次

君から修正案が提出されております。
提出者から趣旨の説明を聴取いたします。児玉健次君。

少子化社会対策基本法案に対する修正案

〔本号末尾に掲載〕

○児玉委員 私、日本共産党を代表して、少子化社会対策基本法案に対する修正案の趣旨を御説明します。

修正案は、今お手元に配付されている案文のとおりです。

少子化は、日本社会の未来にかかわる根本問題であり、小手先の対応や対策で済むことではなく、その克服のために本腰を入れるべき課題です。

少子化の最大の原因は、子供を生み、育てるといふ社会を維持していくための基本的条件と環境が、現在の日本では余りにもないがしろにされてきたことにあります。少子化の克服のためには、女性が働き続けることと子供を生み、育てることをきちんと両立できる社会にしていくなことが不可欠であります。

我が党は、そういった立場から以下の修正案を提出します。

第一は、第一条の目的に「少子化社会を克服」、この文言を挿入し、法律の目的が少子化社会克服そのものにあることを明確にするものです。

第二は、第二条の施策の基本理念に第二項を起し、「少子化に対処するための施策は、結婚及び出産は個人の選択に委ねられるべきことを前提として講ぜられなければならない。」との条文を加えたことです。

以上が、日本共産党の修正案の提案理由とその概要です。

委員各位の御賛同をお願いし、修正案の趣旨説明を終わります。

○佐々木委員長 これにて修正案の趣旨の説明は終わりました。

○佐々木委員長 これより本案及び両修正案を一括して討論に入ります。

討論の申し出がありますので、順次これを許します。星野行男君。

○星野委員 私は、自由民主党、民主党・無所属クラブ、公明党及び保守新党を代表いたしまして、ただいま議題となりました自由民主党、民主党・無所属クラブ、公明党及び保守新党の四党共同提出の修正案及び修正部分を除く原案に賛成の立場から討論を行います。

先般明らかになりましたとおり、昨年の合計特殊出生率は一・三二と過去最低を記録し、急速な少子化の進行はとどまるところを知らない状況にあります。こうした少子化の進行は、労働力の減少、現役世代の社会保障負担の増大、地域における人口減、さらには子供の健全な成長への影響など、二十一世紀の国民生活に深刻かつ多大な影響を及ぼすものであり、この喫緊を要する事態の克服のために、社会全体のあり方にかかわる改革を総合的に推進することは、今を生きる我々の世代の将来の世代への責任であります。

こうした中にありまして、少子化社会対策基本法案は、少子化社会において講ぜられるべき施策の基本理念や関係者の責務を明らかにするとともに、対策の基本的方向を明快に示すものであります。本法案の成立を契機として、少子化の問題が国民全体、社会全体にかかわるものであることが広く認識されとともに、改めて国の重要政策として位置づけられることによりまして、もう一段の取り組みが加速し、これまでとすると高齢社会への対応に重点が置かれてきたさまざまな制度、仕組みがより総合的でバランスのとれたものになるものと考えております。

また、本法案では、内閣府に、内閣総理大臣を長とする少子化社会対策会議を置くこととしております。これにより、これまで個別の分野ごとに各省庁等で講ぜられてきた各種の対策について、幅広い視野に立った総合的、効率的な取り組みが推進されることが大いに期待されるところであります。

ます。

次に、四党提出の修正案は、「結婚や出産は個人の決定に基づくもの」であることを文言上も明らかにすること等としているものであり、さまざまな御意見、御懸念を踏まえた適切かつ妥当なものと考えます。

以上の理由により、修正案及び修正部分を除く原案に賛成の意をあらわすものであり、一日も早くこの法案が成立し、少子化社会への対応のための大きく、そして確かな一歩が踏み出されることを強く希望します。

以上、自由民主党、民主党・無所属クラブ、公明党及び保守新党を代表しての討論を終わります。よろしくお願ひします。(拍手)

○佐々木委員長 次に、西村眞悟君。

○西村委員 私は、自由党を代表いたしまして、ただいま議題となりました少子化社会対策基本法案並びにこれに対する自由民主党、民主党・無所属クラブ、公明党、保守新党の共同提出修正案及び共産党提出の修正案に反対の立場から討論を行います。

安心して子供を生み育てることができる環境を整備することは、真の福祉国家の実現を目指す政治の当然、自明の責務であるところ、本法は、少子化による人口構造の変化をひずみと認定し、これを有史以来未曾有の事態に直面しているとの深刻な問題意識のもとに立案されたものであるが、その未曾有の事態を克服するための基本的理念があまりで、さらに、いかなる状態を出現せしめればこの未曾有の事態が克服されたものになるのかも不明確である。

よって、このように法を支える基本的理念と目的の不明確な基本法は、それ自体矛盾し、存在自体失当で無用のものと思料されるので、法は法なきを期す観点から反対する次第であります。

○佐々木委員長 次に、北川れん子君。

○北川委員 社民党・市民連合を代表いたしまして、この原法案に反対をいたします。

本法案を考えると、大前提になる事柄は二つ

あります。

一つは、生まれてきた子供は、すべてひとしく、その誕生を社会から歓迎され、子供がみずから育つこと、子供を育てる男性、女性を社会が支えるということことです。これは児童福祉法、子どもの権利条約の理念でもあります。

二つ目は、リプロダクティブヘルス・ライツ、生涯を通じた女性の健康、女性の性と生殖に関する女性の権利の概念です。子供を産むか産まないか、産むとすればいつ、何人産むか、この女性の自己決定権に関する考え方は、国連女性の十年、女性差別撤廃条約、国際人口・開発会議の行動計画、北京女性会議の行動綱領と、平等と人権を尊重する観点から、女性たちが丁寧に時間をかけて確立し、世界的な流れをつくってきたものです。国内でも、男女共同参画基本計画など各自治体のさまざまな施策に既に反映されています。

まず、一つ目の観点からこの法案を見てみますと、参考人質疑において、日弁連所属の金澄道子弁護士は、子供を産もう、育てようとする人をふやすには社会的環境整備を図ることに尽きると言われました。多くの人が子育てを負担に感じています。子育ての孤立化、子供に対する暴力、学歴偏重社会、経済的負担、仕事と家庭の両立が容易でない職場環境、住宅事情等々、子育てを困難にさせている原因は枚挙にいとまがありません。

こうした問題の解決こそ、国が積極的に乗り出し、各省庁が積極的に施策を講じることで出生率低下を食い止めるなら、社民党は大賛成です。また、国、地方公共団体、事業者、国民が問題を共有し、その解決の方策を探り、安心して子育てのできる環境をつくっていくことに賛成です。しかしながら、本法案は、この問題の解決方法に十分な比重がかけられておらず、その体制がつけられるとは到底思えません。

逆に、女性の権利を後退させる心配があります。本法案には、リプロダクティブヘルス・ライツの認識が欠落しています。今回、附帯決議がつけられましたが、不十分で、前文と条文に文章できつ

ちり盛り込まないと効果はありません。審議の過程で、提案者、参考人は全員、女性の自己決定権は当然のことであると明言されました。しかるに、当然だから法の本文に入れないというのは、到底納得がいきません。

また、どんな事情があっても人工妊娠中絶を許さない、罪であると主張する団体が使う「生命の尊厳」という言葉を基本法にあてて使うこの意図も理解ができません。法がひとり歩きし、勝手な解釈がされることのないよう、当然の事柄は当然とわかるように記述し、文言は誤解が生じないよう厳選されるべきです。

さらに、法案で、バランスを欠いて具体的施策として突出して目立つのは、不妊治療の部分です。不妊治療に関しては、専門の分野で慎重に検討すべき生殖補助医療の分野であり、法案も未整備な現段階では、エンゼルプランで既に項目として取り入れられているわけですから、基本法で詳述するべきではありません。

現在、不妊治療で妊娠、出産に成功する確率は約二割とされています。残りの八割の人は、治療の過程で心身ともに傷つき、治療をあきらめていくのが実情です。また、その人々へのケアはほとんどありません。この実情の中で、基本法はどのように作用するのでしょうか。女性を不妊治療へ駆り立てることになりかねません。

日本は生殖技術の水準に比べ、その分野の法整備は立ちおくれています。一方で、不妊治療の副産物として得られる卵子を実験用に確保するため、不妊治療を推進する必要があるやにも聞かれます。また、生殖医療では、生命の選別が常について回る問題です。今後、さまざまな問題が生じてくることを危惧します。

最も危惧する点は、不妊治療を拒否することや途中でやめること、また、子供を産まないことを選択した個人、カップルの自己決定権が脅かされていくことです。

さて、今百五十六国会は、国民の日常生活に、また将来に大きな影響を及ぼす重要法案が次々と

出てきました。日常を戦時体制に持っていく有事関連法案三法、名称とは裏腹に個人のプライバシーと公開請求権を侵害しかねない個人情報保護法、国家の利益が優先とばかりに、個々の利益が軽視されていくこの風潮に大きな不安を感じます。

また、労働法制の改悪によって、解雇、失業者はふえ、不安定さは日に日に増えています。政府は長期化する景気の低迷に有効な打開策を打ち立てられず、経済の将来展望も描かないままです。子供を産みたい、育てたいという社会が築けるとは到底思えません。国民の責務として家庭や子育てに夢を持つことを定めることには最も違和感を覚えるとともに、国の責任の放棄ともとれます。

このような状況下で、我らは、紛れもなく、有史以来の未曾有の事態に直面している、急速な少子化という現実を前にして、残された時間は、極めて少ない、少子化の進展に歯止めをかけることが、今、我らに、強く求められていると上から一方的な大号令をかける法案は、平成版人口政策、産めよふやせよ法であるというそしりを免れさせません。

以上の点をもって、本法案に、社民党は反対いたします。

なお、修正案及び共産党の修正案にも、同様の視点から、反対をいたします。

以上で討論を終わらせていただきます。

○佐々木委員長 これにて討論は終局いたしました。

○佐々木委員長 これより採決に入ります。

第百五十一回国会、中山太郎君外八名提出、少子化社会対策基本法案及びこれに対する両修正案について採決いたします。

まず、児玉健次君提出の修正案について採決いたします。

本修正案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○佐々木委員長 起立少数。よって、本修正案は

否決されました。

次に、逢沢一郎君外三名提出の修正案について採決いたします。

本修正案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○佐々木委員長 起立多数。よって、本修正案は可決いたしました。

次に、ただいま可決いたしました修正部分を除く原案について採決いたします。

これに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○佐々木委員長 起立多数。よって、本法案は修正議決すべきものと決しました。

○佐々木委員長 ただいま議決いたしました本法案に対し、小野晋也君外三名から、附帯決議を付すべしとの動議が提出されております。

提出者から趣旨の説明を聴取いたします。小野晋也君。

○小野委員 ただいま議題となりました附帯決議案について、自由民主党、民主党・無所属クラブ、公明党及び保守新党の各会派を代表いたします。

少子化社会対策基本法案に対する附帯決議（案）

政府は、次の事項について、適切な措置を講ずるべきである。

一 少子化に対処するための施策を推進するに当たっては、結婚又は出産に係る個人の意思及び家庭や子育てに関する国民の多様な価値観を尊重するとともに、子どもを有しない者の人格が侵害されることのないよう配慮すること。

二 国連の国際人口・開発会議で採択された行動計画及び第四回世界女性会議で採択された行動綱領を踏まえ、その正しい知識の普及に努めるとともに、女性の生涯を通じた身体的、精神的及び社会的な健康に関わる総合的な施策を展開すること。

三 教育及び啓発の推進に当たっては、児童虐待、いじめ、犯罪又は様々な差別から子どもを守る観点からの取組を推進すること。

四 望まない妊娠や性感染症の予防等に関する適切な啓蒙、相談等の取組を図ること。

五 不妊治療に係る情報の提供、不妊相談、不妊治療に係る研究に対する助成等の施策を講ずるに当たっては、不妊である者にとって心理的な負担になることのないよう配慮すること。

六 出産を望みながらも精神的、経済的負担に悩む妊産婦に対する相談等の支援の充実を図ること。

七 子どもを生み、育てる者が充実した職業生活を送るよう豊かな家庭生活を享受することができるようになるための取組に関し、事業主がその責務を十分に果たすことができるよう、育児休業制度等の充実、労働時間の短縮の促進、再就職の促進その他の雇用環境の整備のための施策に万全を期すること。

八 保育サービス等の充実を図るに当たっては、病児保育、低年齢児保育、休日保育、夜間保育、延長保育及び一時保育のほか、障害児保育の体制の整備のための施策を講ずること。

九 少子化に対処するための施策を総合的に推進するため、各般にわたる制度の充実、必要な予算の確保等に努めること。

以上でございます。

何とぞ委員各位の御賛同をお願いいたします。

○佐々木委員長 これにて趣旨の説明は終わりました。

採決いたします。

本動議に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○佐々木委員長 起立多数。よって、本法案に対し附帯決議を付することに決しました。

この際、政府から発言を求められておりますので、これを許します。福田国務大臣。

○福田国務大臣　ただいまの附帯決議につきましては、政府といたしましても十分にその趣旨を尊重し、努力してまいります。

○佐々木委員長　お諮りいたします。

ただいま議決いたしました本案に関する委員会報告書の作成につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○佐々木委員長　御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

〔報告書は附録に掲載〕

○佐々木委員長　今回は、公報をもってお知らせすることとし、今日は、これにて散会いたします。

午前十一時四十九分散会

少子化社会対策基本法案に対する修正案

少子化社会対策基本法案の一部を次のように修正する。

第一条中「もって」の下に「少子化社会を克服し、」を加える。

第二条中第四項を第五項とし、第三項を第四項とし、第二項を第三項とし、第一項の次に次の一項を加える。

2 少子化に対処するための施策は、結婚及び出産は個人の選択に委ねられるべきことを前提として講ぜられなければならない。

附則第二項のうち「(平成十一年法律第八十九号)」を削り、内閣府設置法第四条第三項第四号の次に一号を加える改正規定のうち「同条第三項第四十四号」を「同条第三項第四十三号」に改め、第四十四号の二中「平成十三年法律第号」を「平成十五年法律第号」に改め、同号を第四十三号の二とする。

平成十五年六月二十四日印刷

平成十五年六月二十五日発行

衆議院事務局

印刷者 国立印刷局

F